

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	小本川漁業協同組合			
	住 所	下閉伊郡岩泉町岩泉字中野40番地42			
2 漁業権の免 許番号	内共第5号(小本川)				
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間
		あゆ	友釣り 使用する釣竿は、1本	岩泉町袈野字袈 野と同町乙茂字 三田市との境界か ら上流の小本川本 支流の免許区域	7月1日から10月31日の期 間内で組合が定めて公表す る期間
		やまめ	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	3月1日から9月30日まで
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで
		うなぎ	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	4月1日から9月30日まで
		うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	1月1日から12月31日まで
		こい	竿釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	〃
		ふな	〃	〃	〃
		かじか	竿釣り(餌釣り 擬餌 釣り) 手釣り(餌釣り) 使用する釣竿は、1本	〃	6月1日から9月30日まで
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。				
	(2) 区域の制限	区 域		禁止期間	
		三田市川と小本川との合流点から岩泉町乙茂地内 の三田市砂防えん堤までの区域		1月1日から12月31日まで	
		東北電力(株)岩泉発電所放水口から下流50メー トルまでの区域		4月20日から5月20日まで	
		大川岩洞発電所櫃取水えん堤上流端から下流50 メートルまでの区域		1月1日から12月31日まで	
		大川浅内発電所猿走取水えん堤上流端から下流50 メートルまでの区域			
		大川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流50 メートルまでの区域			
小本川浅内発電所下山取水えん堤上流端から下流 70メートルまでの区域					
小本川岩泉発電所落合取水えん堤上流端から下流 50メートルまでの区域					
(3) 漁具漁法の 制限	まき餌及び潜水による漁具漁法は、禁止する。				
(4) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長		
	やまめ(ひかりを含む。)		13センチメートル以下		
	いわな		13センチメートル以下		
	うなぎ		30センチメートル以下		
	うぐい		10センチメートル以下		
	こい		〃		

		かじか	8センチメートル以下				
	(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ及びいわな特設釣場並びにやまめ及びいわなつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。					
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り	1,400円	7,000円	組合事務所及び指定販売所
	雑魚	やまめ さくら ます いわな うぐい	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	1,000円	5,000円		
		こい ふな	竿釣り（餌釣り）				
		うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）				
	<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者、女性及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、1,000円を加算した額とする。</p>						
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
			やまめ さくら ます いわな うぐい	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）			
			こい ふな	竿釣り（餌釣り）			
			うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）			
		雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	17,000円	15,200円	
			こい ふな	竿釣り（餌釣り）			
			うなぎ かじか	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）			
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。						
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。						
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。						
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。						